

「くっちゃん子をみんなで育てる条例（案）」に対するパブリックコメントの結果について

「くっちゃん子をみんなで育てる条例（案）」について、パブリックコメントを実施した結果、貴重なご意見をいただきましたので、その結果を公表いたします。

- ・ 実施期間：令和8年2月13日（金）～令和8年3月4日（水）
- ・ 提出者：3名
- ・ 提出件数：7件

No.	意見の概要	意見に対する町の考え方
1	<p>前回のパブリックコメント時に比べてこどもの権利が具体的に盛り込まれているなど改善されていると感じました。先日第3期子どもプランが提示されていましたが、そのプランとの整合性はどのようにとっているのでしょうか。</p>	<p>本条例は、こどもの権利を尊重し、こどもが健やかに成長できる社会の実現に向けた基本理念や、各主体の役割を示すものとして位置付けています。 これらの理念を実効性のあるものとするため、町では本条例の趣旨を踏まえ、こども施策を総合的かつ計画的に推進するための「こども計画」を策定し、施策を取り進めることとしています。 なお、ご指摘の第3期子どもプランについては、令和7年度に策定した「こども計画」の中に含まれており、本条例の理念との整合を図りながら施策を進めてまいります。</p>
2	<p>第3章「地域社会の役割」について、地域社会の中に児童福祉分野（児童デイ、相談支援、発達支援センターなど）が盛り込まれていません。これらの機関が「町の役割」の中に入っていると、独立して明記すべきだと思います。</p>	<p>児童発達支援、放課後等デイサービス、相談支援事業所などの児童福祉分野の機関は、こどもの発達支援や相談支援を担う重要な存在であり、町としても関係機関との連携のもと支援体制の充実に取り組んでいくことが重要であると認識しています。 本条例では、第8条に規定する「学校等」について、学校教育法第1条に規定する学校のほか、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設など、こどもが学び、又は育つことを目的として通学、通園、通所、入所又は利用する施設を含むものとして整理しています。 このため、ご指摘の児童福祉分野の機関についても本条例においては「学校等」に含まれるものと整理しており、地域の関係機関としてこどもの成長を支える役割を担うものと考えています。</p>
3	<p>第7条「地域住民の役割」について、虐待の早期発見などが「学校等の役割」として記述されていますが、虐待を見かけたときは地域住民にも通報義務があるとされています。地域住民にも明記すべきだと思います。</p>	<p>児童虐待の防止については、「児童虐待の防止等に関する法律」において、虐待を受けたと思われる児童を発見した場合の通告について定められており、地域住民を含め、社会全体で早期発見・早期対応に努めることが重要であると認識しています。 本条例では、地域住民がこどもを見守り、地域全体でこどもの成長を支える役割を担うことを示しており、また、第16条（状況に応じたこども及び子育て家庭への支援）において、町は、保護者、地域住民、学校等及び事業者等と連携し、障がい、虐待、いじめ、不登校、ひきこもり、ヤングケアラー、経済的困難など様々な理由により支援を必要とするこども及び家庭に対し、関係機関と連携しながら必要な支援を行うことを規定しています。 これらの規定には、虐待の早期発見や適切な支援につなげる視点も含まれているものと考えています。 児童虐待への対応については、関係法令に基づき、引き続き関係機関と連携しながら取組を進めてまいります。</p>
4	<p>第8条「学校等の役割」について、障がいのあるこどもが平等に教育を受けられるよう合理的配慮を条例に盛り込むべきではないでしょうか。</p>	<p>障がいのあるこどもへの教育については、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、学校等において合理的配慮の提供などが求められており、誰もが安心して教育を受けることができる環境づくりが進められています。 本条例は、こどもの健やかな成長を地域社会全体で支えていくための基本理念や各主体の役割を示すものとして位置付けていますが、第16条（状況に応じたこども及び子育て家庭への支援）において、町は支援が必要なこども及びその家庭に対し、関係機関等と連携しながら、こどもの状況や置かれた環境に応じた支援を行うことを規定しています。 障がいのあるこどもへの支援や教育環境の整備などの具体的な取組については、本条例の趣旨を踏まえ、関係法令や教育施策、障害児福祉計画などの関連計画に基づき取り組んでまいります。</p>
5	<p>第9条「事業者等の役割」について、第8条と同様に合理的配慮は事業者にも義務化されています。条例にも盛り込むべきではないでしょうか。</p>	<p>ご指摘のとおり、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の改正により、令和6年（2024年）から民間事業者においても合理的配慮の提供が義務化されています。 本条例では、事業者等が地域社会の一員としてこどもや子育て家庭を支える役割を担うことを示しており、こどもが安心して利用できる環境づくりを進めていくことが重要であると考えています。 合理的配慮の提供については関係法令に基づき適切に対応されるものと考えており、町としても関係機関と連携しながら、こどもや障がいのある方にやさしい社会づくりを進めてまいります。</p>
6	<p>共働きで親族の支援もない中、これまで児童館（放課後児童クラブ？）を利用していましたが、4年生になると利用できないと急に知らされ困っている。長期休暇中の預け先もなく、紹介された施設は子どもが一人で移動する必要がある不安がある。行政からは友人同士の助け合いなどの提案があったが現実的ではなく、仕事を辞めることも検討せざるを得ない状況である。 少なくとも長期休暇中に安心して過ごせる環境を整備してほしい。 また、「くっちゃん子をみんなで育てる条例」の理念と現実の子育て環境に隔たりを感じており、安心して子育てできる基盤整備を求める。</p>	<p>放課後や長期休業期間におけるこどもの居場所についてご不安を感じておられることについてのご意見として受け止めています。 本町の放課後児童クラブについては、限られた受入体制の中で安全な保育環境を確保するため、低学年（1～3年生）を優先して入会を決定しています。このため、4年生以上のお子さんの入会をお断りする場合があります。 長期休暇中に安心して過ごせる環境の整備については、児童館の一般利用のほか、町内の既存資源の活用も含め、こどもが安全に過ごすことができる環境づくりについて引き続き検討してまいります。 また、児童クラブを長期休暇中のみ利用できるような仕組みづくりについても検討してまいります。 いただいたご意見は、今後の放課後児童クラブの受入体制やこどもの居場所づくりを検討する際の参考とさせていただきます。子育て家庭が安心して子育てと就労を両立できる環境づくりに努めてまいります。</p>
7	<p>冬場や荒天時など天候が悪い休日に、こどもが室内で遊べる場所が少ないため、安全に遊べるスペースを整備してほしい。（役場の3階のスーペースなど）</p>	<p>冬期間や荒天時においても、こどもたちが安全に遊び過ごすことができる屋内の居場所の必要性についてのご意見として受け止めています。 町としても、天候に左右されずこどもたちが安心して過ごすことができる環境づくりとして、町内の公共施設等の活用の可能性について引き続き検討してまいります。令和9年度の完成を予定しているプール・絵本館複合施設についても、こどもや子育て世代が気軽に立ち寄り楽しむことができる施設となるよう整備を進めており、天候に左右されず利用できる居場所としての活用も期待しています。 今後も町内の資源や施設の有効活用を図りながら、こどもたちが安心して過ごすことができる環境づくりに取り組んでまいります。</p>